

○豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程

平成18年10月15日教育委員会告示第18号

[注]平成25年9月から改正経過を注記した。

改正

平成19年3月30日教委告示第5号

平成19年10月18日教委告示第14号

平成25年3月28日教委告示第5号

平成25年9月26日教委告示第13号

別表第1(第2条関係)

中学校名	小学校名	区域
豊岡	豊	西岩田一丁目、西岩田二丁目、西岩田三丁目、西岩田四丁目、西岩田五丁目、西岩田六丁目、春日町一丁目、春日町二丁目、伝馬町(三ノ輪本町自治会、三ノ輪町二区自治会、春日町自治会区域に属する部)、三ノ輪町一丁目(82番地から90番地までを除く。)、三ノ輪町二丁目、三ノ輪町三丁目、三ノ輪町四丁目(76番地から82番地の4まで、84番地、85番地を除く。)、三ノ輪町五丁目(90番地の1、90番地の2、91番地の2、91番地の3を除く。)、三ノ輪町字白山、三ノ輪町字三ノ輪(1番地の1から5番地の9まで、22番地の3、22番地の10、22番地の13から22番地の15まで、23番地の2、23番地の4、23番地の5、23番地の7、23番地の13)、仲ノ町、豊岡町(166番地、177番地、180番地、197番地から219番地まで)
	岩田	平川町、東光町、井原町(7番地の3を除く。)、東田町字井原、平川南町、豊岡町(166番地、177番地、180番地、197番地から219番地までを除く。)、中岩田一丁目、中岩田二丁目、中岩田三丁目、中岩田四丁目、中岩田五丁目、中岩田六丁目、平川本町一丁目、平川本町二丁目、平川本町三丁目
東陽		岩田町(字居村、字大坪、字北郷中、字後毛、字境坪、字栄田、字上庄、字曾銀、字野添、字南山、字八ツ橋)、東岩田一丁目、東岩田二丁目、東岩田三丁目、東岩田四丁目、北岩田一丁目、北岩田二丁目
	多米	多米町(字蟬川の内蟬川橋と多米配水池を結ぶ線の以西と以北に属する部を除く。)、多米西町一丁目、多米西町二丁目、多米西町三丁目、多米中町一丁目、多米中町二丁目、多米中町三丁目、多米中町四丁目、多米東町一丁目、多米東町二丁目、多米東町三丁目、岩崎町、岩田町字影岩
東部	岩西	岩屋町の国道1号線以南、西口町の国道1号線以南、佐藤町、高師町{字北原(栄生町自治会、南栄町自治会、高師町自治会区域に属する部を除く。)、字奥山田、字清水、字水神、字丸田}、東幸町
	飯村	飯村町、飯村北一丁目、飯村北二丁目、飯村北三丁目、飯村北四丁目、飯村北五丁目、飯村南一丁目、飯村南二丁目、飯村南三丁目、飯村南四丁目、飯村南五丁目、岩屋町の国道1号線以北、西口町の国道1号線以北、大岩町(市道大岩町6号線と、その起点と豊橋市視聴覚教育センター入口を結ぶ線及び同センター入口と松明山山頂を結ぶ稜線以北、字火打坂26番地の5)
	つつが丘	佐藤二丁目、佐藤三丁目、佐藤四丁目、佐藤五丁目、三ノ輪町字本興寺
中部	松山	花園町、新本町(58番地から70番地まで、72番地から143番地まで)、萱町、松葉町一丁目、広小路一丁目、広小路二丁目、広小路三丁目、駅前大通一丁目、駅前大通二丁目、駅前大通三丁目、新川町、大国町、中柴町、東松山町、中松山町、西松山町、南松山町、東小田原町、西小田原町、前田南町一丁目(2番地の8から2番地の21まで、3番地から5番地まで、6番地の9から6番地の19まで、7番地から22番地まで)、前田南町二丁目(2番地から27番地まで)、向山町字七面
	新川	札木町、魚町、神明町、大手町、呉服町、新吉町、中世古町、前田中町、前田南町一丁目(1番地、2番地の1から2番地の7まで、2番地の22から2番地の26まで、6番地の1から6番地の8まで)、前田南町二丁目(1番地)、小畷町、舟原町、向山町(第二向山町自治会区域に属する部)、前田町一丁目、前田町二丁目、向山台町(第二向山町自治会区域に属する部)
	向山	向山町(第二向山町自治会区域に属する部を除く。)、向山東町、向山台町(第二向山町自治会区域に属する部を除く。)、向山西町、向山大池町、瓦町(1番地から39番地まで、40番地の2、50番地から137番地まで)、瓦町字臨濟寺前(15番地)、南瓦町、大井町、伝馬町(東瓦町二区自治会区域に属する部)、老松町(196番地、197番地)、三ノ輪町一丁目(82番地から90番地まで)、三ノ輪町四丁目(76番地から82番地の4まで、84番地、85番地)、三ノ輪町五丁目(90番地の1、90番地の2、91番地の2、91番地の3)、三ノ輪町字三ノ輪(1番地の1から5番地の9まで、22番地の3、22番地の10、22番地の13から22番地の15まで、23番地の2、23番地の4、23番地の5、23番地の7、23番地の13を除く。)、瓦町通一丁目(老松町一区自治会区域に属する部)
	つつが丘	佐藤一丁目、つつが丘一丁目、つつが丘二丁目、つつが丘三丁目

豊城	八町	八町通一丁目、八町通二丁目、八町通三丁目、八町通四丁目、八町通五丁目、曲尺手町、鍛冶町、談合町、西新町、旭本町、旭町、旭町字餌指(牟呂用水以西)、飽海町、東田町字西脇(牟呂用水以西)、今橋町
	松葉	松葉町二丁目、松葉町三丁目、船町、湊町、上伝馬町、関屋町、新本町(1番地から57番地まで、71番地、144番地)、大橋通一丁目、大橋通二丁目、大橋通三丁目、絹田町、南島町一丁目、南島町二丁目、花田町字石塚、花田町字絹田、花田町字中ノ坪(29番地から38番地まで、82番地から98番地まで)、北島町
青陵	東田	東田町、東田町{字北臨濟寺(22番地の4から67番地まで)、字五反畑、字西郷、字齊兵、字三反畑、字東郷、字中郷、字西前山(144番地の1、145番地、186番地の4から188番地まで)、字西脇(牟呂用水以東)、字東前山(1番地から7番地まで)、字南黒福)、東田中郷町、東田仲の町、吾妻町、朝丘町、井原町(7番地の3)、岩田町(字道合、字宮下)、上地町、栄町、西郷町、東雲町(13番地から172番地まで)、住吉町(1番地から24番地まで)、東郷町、仁連木町、御園町、宮下町
	旭	東田町字北蓮田、東田町字北臨濟寺(1番地)、東田町字前畑、東田町字西前山(1番地の4から144番地まで、144番地の2から144番地の55まで、146番地から186番地の3まで)、東田町字東前山(8番地から29番地まで)、旭町字旭、旭町字餌指(牟呂用水以東)、池見町、老松町(5番地から195番地まで)、瓦町(40番地・40番地の1、40番地の3から49番地まで)、瓦町通一丁目(老松町一区自治会区域に属する部)、瓦町{字道下、字宮下、字臨濟寺前(11番地、36番地、91番地)}、東雲町(1番地から12番地まで)、住吉町(25番地から211番地まで)、東新町、前畑町、南旭町
	牛川	牛川通一丁目、牛川通二丁目、牛川通三丁目、牛川通四丁目、牛川通五丁目(東森岡町自治会区域に属する部を除く。)、南牛川一丁目(10番地の1から23番地までを除く。)、南牛川二丁目(8番地を除く。)、牛川薬師町、牛川町(字押川、字寺前、字乗小路、字東仲田、字池下を除く。)、浪ノ上町
	下条	下条東町、下条西町
東陵	鷹丘	忠興一丁目、忠興二丁目、忠興三丁目、東小鷹野一丁目、東小鷹野二丁目、東小鷹野三丁目、東小鷹野四丁目、西小鷹野一丁目、西小鷹野二丁目、西小鷹野三丁目、西小鷹野四丁目、南牛川一丁目(10番地の1から23番地まで)、南牛川二丁目8番地、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、牛川町(字押川、字郷東、字寺前、字乗小路、字東仲田、字池下)、多米町(字蟬川の内蟬川橋と多米配水池を結ぶ線の以西と以
羽田	花田	花田一番町、花田二番町、花田三番町、羽田町、北側町、築地町、西羽田町、花田町{字荒木(36番地から111番地まで)、字稲場、字越水、字小松、字齊藤、字城海津、字築地、字中ノ坪(39番地から81番地まで、101番地から143番地まで)、字西宿、字百北)}、牟呂町(西羽田町自治会区域に属する部)
	羽根井	白河町、野黒町、八通町、立花町、錦町、羽根井町、羽根井本町、中郷町、花中町、住完町、花田町(字後田、字大山塚、字北新起、字西郷、字塞神、字中郷、字野黒、字南新起)、入船町(羽根井町自治会区域に属する部)、西橋良町(1番地から14番地まで)、牟呂町字扇田、羽根井西町、東脇三丁目(1番地から7番地まで、8番地の
牟呂	牟呂	牟呂町(西羽田町自治会区域に属する部及び字扇田、字松崎、字中西、字東里、字大塚、字百間、字古田、字北汐田、字南汐田、字松東、字松島東、字古幡焼、字松島、字奥山、字奥山新田を除く。)、牟呂市場町、牟呂大西町、牟呂公文町、牟呂水神町、牟呂外神町、牟呂中村町、神野新田町(三郷町自治会区域に属する部)、東脇一丁目(31番地から35番地まで)、東脇二丁目(1番地から3番地まで、7番地、8番地、13番地、14番地、16番地)、東脇四丁目(16番地)、市場一丁目、神野西町一
	汐田	牟呂町(字松崎1番地から22番地まで、字中西、字東里23番地から65番地まで、字大塚、字百間、字古田、字北汐田、字南汐田、字松東、字松島東、字古幡焼、字松島、字奥山、字奥山新田)、神野新田町(字会所前1番地から80番地まで、87番地、99番地から131番地まで、144番地)、東脇一丁目(1番地から30番地まで)、東脇二丁目(4番地から6番地まで、9番地から12番地まで、15番地)、東脇三丁目(8番地の2から22番地まで)、東脇四丁目(1番地から15番地まで、17番地から24番地まで)
吉田方	吉田方	野田町、三ッ相町、馬見塚町、高洲町、小向町、新栄町、青竹町、富久縞町、吉前町、菰口町一丁目、菰口町二丁目、菰口町三丁目、菰口町四丁目、菰口町五丁目、菰口町六丁目、神野新田町(五号町自治会区域に属する部)、問屋町、吉川町、花田町字荒木(1番地から35番地まで)、花田町字中ノ坪(1番地から28番地まで)

南部	福岡	富本町、堂浦町、柳生町、鍵田町、小池町(63番地を除く。)、小池町各字、東小池町、南小池町(26番地を除く。)、福岡町、橋良町(字向山6番地の2、6番地の4、16番地、20番地の1、20番地の4から20番地の6までを除く。)、東橋良町、西橋良町(1番地から14番地までを除く。)、中橋良町、柱一番町、柱二番町、柱三番町、柱四番町、柱五番町、柱六番町、柱七番町、柱八番町、柱九番町、松村町、有楽町、鴨田町、西小池町、堂坂町、入船町(羽根井町自治会区域に属する部を除く。)、北丘町字北丘(5番地、6番地)、牟呂町(字松崎23番地から33番地まで、43番地から46番地)
	栄	山田町、山田一番町、山田二番町、山田三番町、小松町、北丘町字北丘(5番地、6番地を除く。)、南栄町、草間町(字東山75番地から138番地まで)、高師石塚町、町畑町、北山町、牧野町(字牧野26番地のうち北山町自治会区域に属する部)、小池町(63番地)、南小池町(26番地)、弥生町(字東豊和、字西豊和、字中原)、高師町(栄生町総代、南栄町自治会区域に属する部)、曙町(字松並31番地から40番地まで、201番地から210番地まで)
高師台	天伯	天伯町、東高田町、東七根町字西宝地道
	幸	江島町、牧野町(字牧野26番地のうち北山町自治会区域に属する部を除く。)、弥生町(字松原)、曙町(字若松、字測点、字南松原)、西幸町、藤並町、高田町、浜道町(字百々池のうち西幸町自治会区域に属する部)、高師町(字小野)
南陽	磯辺	王ヶ崎町{字王郷、字北欠、字北欠下、字汐崎、字八幡東(49番地から75番地まで)、字八幡前、字万福寺東(18番地から29番地まで、71番地から80番地まで)、字宮脇}、駒形町、大山町、磯辺下地町(字葎山1番地から13番地までを除く。)、松井町(字赤根5番地の1から5番地の10まで)、一色町、中野町(字大原、字欠、字中原、字二本松西、字野中)、草間町{字郷西、字大応寺前、字寺東、字東郷、字二本松、字東山(1番地から74番地まで、139番地から160番地まで)}、向草間町(字向西65番地の1、65番地の4、65番地の5、66番地、67番地の1から67番地の5までを除く。)、神野新田町(二回町自治会区域に属する部)、城山町、内張町
	中野	小浜町、中浜町、東小浜町、藤沢町、潮崎町、神ノ輪町、中野町(字平北、字平西、字上新切)、橋良町(字向山6番地の2、6番地の4、16番地、20番地の1、20番地の4から20番地の6まで)、王ヶ崎町(字上原、字甲垂、字四ツ塚、字万福寺東1番地から17番地まで、30番地から70番地まで、81番地から84番地まで、字築山、字八幡東1番地から48番地まで)、草間町(字平南、字平東、字郷裏)
本郷	高師	浜道町(字百々池の内西幸町自治会の区域に属する部を除く。)、三本木町、上野町、高師本郷町、畑ヶ田町、曙町(字松並1番地から30番地まで、101番地、301番地から311番地まで、字宮前)、西高師町(字小谷1番地から3番地まで、5番地の2、19番地、20番地、26番地の1、27番地の1から27番地の3まで、28番地の1から29番地まで、30番地の2、31番地、33番地の1から41番地まで、47番地、49番地、51番地の1から55番地まで、56番地の1から56番地の6まで、57番地、58番地の6から58番地の10まで、63番地の1、63番地の3、64番地の1、64番地の3、64番地の4、65番地の1、65番地の3から68番地の1まで、68番地の3から72番地の1まで、72番地の3から72番地の12まで、73番地の3から74番地の9まで、76番地の1から79番地の3まで、81番地の1から104番地の2まで、字津森100番地の1、112番地の2、112番地の3、112番地の17から112番地の27まで、112番地の32、112番地の33、112番地の39、112番地の40、112番地の45、112番地の50から112番地の52まで、112番地の54、113番地の1から114番地の1まで、116番地の1、116番地の2、119番地の1から
	芦原	芦原町、高師町{字北新切、字北原(1番地の4から1番地の56まで、1番地の59から1番地の66まで、33番地から49番地まで)、字西沢}、西高師町(字小谷1番地から3番地まで、5番地の2、19番地、20番地、26番地の1、27番地の1から27番地の3まで、28番地の1から29番地まで、30番地の2、31番地、33番地の1から41番地まで、47番地、49番地、51番地の1から55番地まで、56番地の1から56番地の6まで、57番地、58番地の6から58番地の10まで、63番地の1、63番地の3、64番地の1、64番地の3、64番地の4、65番地の1、65番地の3から68番地の1まで、68番地の3から72番地の1まで、72番地の3から72番地の12まで、73番地の3から74番地の9まで、76番地の1から79番地の3まで、81番地の1から104番地の2まで、字津森100番地の1、112番地の2、112番地の3、112番地の17から112番地の27まで、112番地の32、112番地の33、112番地の39、112番地の40、112番地の45、112番地の50から112番地の52まで、112番地の54、113番地の1から114番地の1まで、116番地の1、116番地の2、119番地の1から123番地までを除く。)、松井町(字赤根5番地の1から5番地の10までを除く。)、向草間町(字向西65番地の1、65番地の4、65番地の5、66番地、67番地の1から67番地の5まで)、磯辺下地町(字葎山1番地から13番地まで)

南稜	大崎	大崎町、船渡町、明海町
	植田	植田町、大清水町(字姫田5番地の11)
	野依	野依町、若松町、野依台一丁目
	大清水	大清水町(字姫田5番地の11を除く。)、東大清水町、南大清水町[字藤ヶ谷、字元町、字富士見(112番地、114番地の2、352番地から436番地まで、495番地から868番地まで)]、野依台二丁目
北部	下地	下地町一丁目、下地町二丁目、下地町三丁目、下地町四丁目、下地町五丁目、下
	大村	大村町、長瀬町
	津田	横須賀町、川崎町、清須町、下五井町、瓜郷町
前芝	前芝	前芝町、梅藪町、梅藪西町、日色野町、新西浜町、西浜町
石巻	西郷	石巻中山町、石巻萩平町、石巻西川町、石巻平野町、石巻小野田町
	玉川	石巻本町、東森岡一丁目、東森岡二丁目、牛川通五丁目(東森岡町自治会区域に属する部)、森岡町
	嵩山	嵩山町
	石巻	石巻町
	賀茂	賀茂町
二川	谷川	中原町、原町、雲谷町(字ハシズメ、字外ノ谷、字新外ノ谷、字上ノ山(深山山頂と豊川用水雲谷サイホンを結ぶ稜線以西)を除く。)
	二川	大岩町(市道大岩町6号線と、その起点と豊橋市視聴覚教育センター入口を結ぶ線、同センター入口と松明山山頂を結ぶ稜線以南及び梅田川以北。ただし、字久保田、字高足道、字佃及び字行田のうち東海道新幹線以南並びに字菅池及び字火打坂26番地の5を除く。)、二川町(梅田川以北)、大脇町、雲谷町(字ハシズメ、字外ノ谷、字新外ノ谷、字上ノ山(深山山頂と豊川用水雲谷サイホンを結ぶ稜線以西))
	二川南	大岩町(梅田川以南。ただし、字久保田、字高足道、字佃及び字行田のうち東海道新幹線以南並びに字菅池を含む。)、二川町(梅田川以南)、三弥町、豊清町、豊栄町、東細谷町(字一里山、字東籠田、字西籠田、字境川)、細谷町(字東山、字山脇)、小島町(字西縄口)
五並	小沢	小島町(字西縄口を除く。)、小松原町、寺沢町、富士見町
	細谷	細谷町(字東山、字山脇を除く。)、東細谷町(字一里山、字東籠田、字西籠田、字境川を除く。)、西山町
高豊	豊南	伊古部町、西赤沢町[字大坂、字大堀、字根入、字郷ノ内、字神出、字堂田、字原山、字東浦、字堀尻、字道下、字南ノ谷、字横根、字池見、字神田、字万場、字深山(208番地から232番地まで)]、城下町、東赤沢町(字坪ノ谷2番地から213番地まで、641番地から806番地まで)
	高根	高塚町、東七根町(字西宝地道を除く。)、西七根町
	富士見	南大清水町(字富士見140番地から183番地まで、198番地の2から210番地の3まで、215番地の4、215番地の5、326番地から351番地まで、437番地から494番地まで)、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、富士見台五丁目、富士見台六丁目、西赤沢町字深山(40番地から207番地まで)、東赤沢町字坪ノ谷(394番地から473番地まで)、老津町(字中原67番地から129番地まで)
章南	老津	老津町(字中原67番地から129番地までを除く。)
	杉山	杉山町